

約 定

- (1) 預金口座振替（自動払込）手続きについては、当座勘定または預貯金規定にかかわらず、当座小切手の振出または預貯金通帳及び同払戻請求書の提出などいたしませんから、貴店所定の方法で処理してください。
- (2) 指定預貯金口座残高が振替（払込）日において納付書等の額に満たないときは、私に通知することなく納付書等を返却されても異議ありません。
- (3) この契約を変更・廃止する場合には、貴店及び松山市に依頼書（申込書）を提出します。
なお、この契約は廃止の依頼書（申込書）を提出しない限り継続して振替（払込）してください。ただし、国民健康保険料・介護保険料については、被保険者資格の喪失等により松山市が必要と認めた場合は、私に通知することなくこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。
- (4) 毎月 20 日までに申込（市役所健康保険課必着）したときは、翌月以降の納期から口座振替（自動払込）で市税等を納付します。
- (5) 領収証書は、松山市から年 1 回発行される口座振替（自動払込）済通知書に代えても差し支えありません。
- (6) 還付金が生じた場合、指定する口座で還付金を受け取ります。
- (7) この取扱によって紛議が生じても貴店には迷惑をかけません。
- (8) ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

これは、松山市国民健康保険料口座振替依頼書自動払込申込書に関する約定です。